

10 農林水産省(特区第12次最終回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
100010	市民農園法における市民農園法の特典の一部解除	市民農園整備促進法第2条第2項	特定農地貸付けに関する農地法等の特典に関する法律に基づく特定農地貸付けを実施できる者は、地方公共団体及び農業協同組合に限定されていたが、平成17年9月1日より、それ以外の者も特定農地貸付けを実施することが可能となっている。	市民農園法は、市民農園の経営主体すなわち農地を小区域として一般市民に貸し出すことができる者を公共機関が農業協同組合に制限している。かかる規制を政令指定都市および各県の県庁所在地に限定して撤廃して欲しい。	経営主体規制により市民農園は絶対数がすくなく、大都市では継承待ちの状況になっており、都市部においては父祖から農地を受け継いだ人あるいは土地付一戸建家屋を購入する資力をもつ富裕層しか農業に親む機会を持っていない。就農を考えた人にとつて農業経験の機会が狭められているのみならず、青少年の育成に資する農体験の機会も狭まっている。また野菜を作ることは、野菜を食生活に積極的に取り入れる姿勢を導く上で、農家の健康にも資することになるが、このようなメリットも失われている。また農業従事者の高齢化により都市近郊の農地のなかにも荒地と化すものが今後出てくるが、とりあえずは市民農園として貸し出すことができ、現金収入が得られるならば農業生産に同じ土地として存続させることができる。	E		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	100010	個人	岡山県	農林水産省
100020	農地の転用許可における一部要件緩和	農地法第3条、第5条	耕作目的で農地の権利設定等を行う場合には農地法第3条の許可、転用目的で農地の権利設定等を行う場合には第5条の許可が必要。	農地の住居などへの転用については農地法5条により規制される。厳しい運用がなされている。この許可を、小規模農地付住宅への転用については緩和した要件で適用する。あるいは届出制にまで緩和してほしい。	食料は国家にとって戦略物資であり一定以上の自給率はなんとしても確保しなければならない。しかし日本の農作物は商品としては価格が高すぎて輸入農産物には太刀打ちできない。とすれば商品としての枠組みでなく小規模農産物としてとらえる必要がある。また自給自足レベルの小規模農業である。それを行う人が多数存在すれば、ノウハウの継承、農地継承の防止、その地域に育つ青少年に農と職業選択の可能性を広げる等々さらに将来の自給率を上げる石にもなる。一方で、健康あるいは子孫の最低の生活の保障のために、他に職業をもちつつ自分の食べるのくらは自分で作る土地をもちたいという希望をもつ人は多いはずである。このような小規模農業を営むには20もあれば十分であるが、このように半端な広さの土地を農地として貸し出すことはできないのが現状である。現在、農地を所有できるのは50a以上の農地を購入できる資力と耕作できる期間をともに持つ人か親から農地を相続できる人のみである。種か農地を手に入れることはできるが、借地は返還前提とするので自分のやりたいように農業を行うことは支障がある。返さなければならぬ土地にはあまり力が入れない。宅地に転用してから購入するのでは単価が高くなりすぎる。供給可能な数も限られる。そこで農地法上、「小規模農地つき宅地」という独自類型を設定し、それに転用するときには、まがりなりにも農地として扱うことを勘案して要件を緩和して許可するようには、法と現実の距離を詰めることが可能である。自、種に農業が営まれるように、購入面積には、たとえば「10a以上、50a以下」等の要件を加え、かつ同地への居住とともに、総面積の20%以上は家屋建築などに使用してはならないなどの制限を設けるべきである。農地の大規模化という政策の両立の観点からは、この特殊類型は地域的に都市圏に限定する。とうことである。当然の土地付一戸建の宅地に転用するときには従来通りの厳しい農地法の運用がなされるべきである。	C		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	100020	個人	岡山県	農林水産省
100030	農地の権利取得後の耕作の事業に供すべき農地に係る下地面積要件の特例設定基準の弾力化	農地法第3条第5項第5項及び農地法施行規則第3条第4	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件となっている。この知事が設定する別段の面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げることが可能となっている。また、特定農地貸付けに関する農地法等の特典に関する法律における農地の貸付けは、10a未満の面積で5年以上としている。	農地の権利取得後、耕作事業を行う場合に必要とされる農地の合計面積に関する下地面積要件を、17アール以上でより地域の実情に応じて設定出来るようにする。	農地の下地面積要件を大幅に緩和することで、小面積でも自らの農地を所有することを可能にすることにより、野菜づくりや果樹園栽培を通して、四隣世代や元気な熱年代のセカンドライフの健康と生きがいがつくりやすくなる。また、特に地方出身者の多い大都市である大阪の近郊で小規模の農地を所有することは、地方出身者の第2の故郷づくりの基礎をつくとともに、週末に気軽に子や孫を呼び、自然の共生で働く喜びを伝えるなど社会教育にも役立つ。また農水省、厚生省や国交省が推奨する都市と農村の共生プロジェクトにも含めたいと考える。一方、農水省の調査アンケートによると、50歳以上の約3人に2人の方が農業を主体とした田舎暮らしを願っているとのデータもあるが、現制度では貸農園等の制度を利用するしかない。しかし、貸農園は1年契約制であることから果樹など多年生産物の栽培や、土づくりや肥料など、長期的な耕作計画に基づく耕作ができない。また、貸農園の年間借地料も高額であり、収穫物も高つくのが現状である。このように、農業に取り組みたい人でも小規模農地の所有のニーズは高いと考える。また、農地所有者も後継者不足が問題となっており、農地を相続した者も、農業を続けられない場合も多い。また、農地部分によっても購入者が見つからない、あるいは買主するにも権利や手続等の理由から消極的になりがちである。このような理由から、現在耕作放棄地の増加等の問題が生じている。以上のように、市民のニーズや農地所有者の事情を勘案し、小規模な農地で農業を営むことを可能にするため、農地取得の下地面積要件の緩和が必要であると考える。	C		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	100030	個人	鹿児島県	農林水産省
100040	河川敷において作物栽培可能とする要件緩和	農地法第3条第1項	農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を譲渡し、若しくは移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。(農地法第3条第1項)	人と地域を再生する「里の河川プロジェクト」を一級河川の河川敷にて展開し、農産物を収穫出来る様、要件緩和を求める。	本プロジェクトの目的は、 ①農後の母なる戸田川を「清流」として取り戻し、癒しの場と人が集まる場所として蘇らせる。 ②使い終わった天ぷら油をディーゼル燃料に使ってゴミにしない取組や大気汚染対策。 ③菜の花をいっぱい植えて花を楽しみながら、良好な自然景観作りによる観光振興と環境教育。 ④休耕田や放置された畑を活用して、地産地消の推進と食料自給率の向上。 ⑤「地球環境や私たちの未来に配慮している分」＝「エコ価値」の高い製品の製造とコミュニティビジネス育成。 ⑥地域基金と地域通貨創造による環境活動等への支援。 ⑦住民・企業・教育機関・各自治体等が協働して「持続可能な地域自立の資源循環型社会」実現。 である。 提案理由： 本プロジェクトの目的を達成する為に、農産物の収穫は必要不可欠である。代替措置、農産物を単なる作物と捉えず、環境浄化装置として、又、環境教育のツールとして、そして、地域再生の象徴として考慮していただきたい。	D		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	100040	個人	広島県	農林水産省 国土交通省
100050	良質な菜の花栽培可能とする為に品種の配布を可能とする要件緩和	種苗法第20条第1項	登録品種の種子を育成者の許可を得ることなく、他人に配布することは、有償、無償を問わずできない。種、要件緩和を求める。	エルシン酸を含まない菜種「ななしぶ」を無料配布出来る様、要件緩和を求める。	本プロジェクトの目的は、 ①農後の母なる戸田川を「清流」として取り戻し、癒しの場と人が集まる場所として蘇らせる。 ②使い終わった天ぷら油をディーゼル燃料に使ってゴミにしない取組や大気汚染対策。 ③菜の花をいっぱい植えて花を楽しみながら、良好な自然景観作りによる観光振興と環境教育。 ④休耕田や放置された畑を活用して、地産地消の推進と食料自給率の向上。 ⑤「地球環境や私たちの未来に配慮している分」＝「エコ価値」の高い製品の製造とコミュニティビジネス育成。 ⑥地域基金と地域通貨創造による環境活動等への支援。 ⑦住民・企業・教育機関・各自治体等が協働して「持続可能な地域自立の資源循環型社会」実現。 である。 提案理由： 菜種油に含まれるエルシン酸は大量に摂取すると人体に好ましくないと考え、無エルシン酸菜種品種「ななしぶ」を種でも育成可能とする為。 代替措置 日本国内の特区での栽培に限り要件緩和	C		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	100050	個人	広島県	農林水産省

10 農林水産省(特区第12次最終回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
100060	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の十三第一号、第二号 ○食用植物油品質表示基準第3条(1)(2)		食用オリブ油の原材料名は、食用植物油品質表示基準により、「食用オリブ油」と記載することとなっている。 なお、原材料名の次に括弧を付して「食用オリブ油(オリブ果実(小豆島産))」と表示することは可能である。	現行法令によって、食用オリブ油の原材料名については「食用オリブ油」と表示することとされているが、小豆島産のオリブ果実から採出したオリブ油においては、その原材料名について「オリブ果実(小豆島産)」との表示を可能とする。	小豆島産のオリブ果実から採出したオリブ油については、原材料表示を現状に合わせて「オリブ果実」とすることによって、消費者への適切な情報提供を目指す。更に「(小豆島産)」と追記することによって消費者に地域の特性を生かした製品(果実から搾したフレッシュなジュース)であるとの認知を促し、地域活性化に大きく寄与する。 提案理由 食用オリブ油に関する表示のうち輸入したオリブ油を加工して販売する場合は、現行の表示が適切であるが、小豆島では物理的方法のみを用いたオリブの果実から採出しているため、現行法の規定と現状に差異が生じている。そこで、原材料名表示基準を緩和し、現状に即した表示とすることによって輸入オリブ及びそれを加工したオイル等との差別化を図るとともに、構造改善特区の第1号認定を受けて以来、栽培面積が着実に増加している中、小豆島産オリブ油の販売や生産のさらなる拡充を図りたい。さらに、本年度は製品のイメージ向上に向けオリブ油に関する地域食品ブランドの認証申請を行っている。	C	食用植物油脂については、原料(オリブ油)についてはオリブ果実から一貫して製造している場合と、原料から搾った原油を購入して製造している場合がある。このため、食用植物油品質表示基準では、オリブ油について、製造方法にかかわらず、原材料名を統一して「食用オリブ油」と記載することとされており、「オリブ果実(小豆島産)」と記載することは認められない。 しかしながら、「食用オリブ油(オリブ果実(小豆島産))」と表示することは可能である。また、品質表示基準に基づく義務表示とは別の任意の表示として、「小豆島産のオリブ果実から採出したオリブ油である」旨の表示を容器又は包装に記載することも可能である。	右提案者意見を踏まえ、今後の表示基準の見直し時期を明記がされたい。	C										プロジェクト名	1 0 2 5 0 1 0	小豆島町	香川県	農林水産省	
100070	農地を養蜂池にする際の転用の緩和	農地法第4条、第5条	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。	農地を養蜂池として利用する場合、農地としての利用と同等と転用を免除する	課題 ・少子高齢化、過疎化により中山間地域の農地の遊休地化が進み、今後さらに耕作放棄地の増加が予想されている。 ・平成16年に発生した中越大地震により、住民の経済的負担が増加し、耕作放棄をする人や養蜂業を縮小及び廃業する人が出ている。 ・養蜂業者は、また半農半鳥の形態で家族経営的な常勤経営体もあり、養蜂することは地域コミュニティの活性化を意味する。 ・地域の活性化の推進には、地域固有の産業の強化が不可欠であり、そのために経済的な負担を減らすことが重要である。 効果 農地の転用が免除されることにより、 ・耕作放棄地の解消・防止 ・農地荒廃による災害の防止 ・地域独特の景観保全 ・地震により経済的にダメージを受けた養蜂業参入者の経済的負担の軽減等の効果が期待されるとともに、地域コミュニティの活性化が図られる。	C	農地を養蜂池として整備する行為は農地を農地以外のものとする行為に当たることから、農地法に基づく農地転用の許可を得ることが必要である。 なお、特別の立地条件を必要とする水産動物の養殖施設については、他法令の許可が得られる等事業実施の確実性及び耕作防衛措置の妥当性が認められる場合には、原則として転用不可である優良農地(第1種農地)であっても例外的に転用が許可されることから、提案の趣旨を実現できる。	本提案の養蜂池を目的とした農地転用については、優良農地(第1種農地)であっても例外的に許可が認められることが可能であり、実現可能と考慮して、右提案者意見を踏まえ再度回答された。	C											1 0 3 0 1 0	小千谷市	新潟県	農林水産省	
100080	地域の活性化を図るため、地域を囲った大学獣医学部の設置の許可	なし	なし	提案内容について、当省が所掌する規制はない。	(具体的事業の実施内容) 都市再生機構が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人加計学園が、大学獣医学部を設置し、若者の流出により寂しさを増す地方都市に若者を呼び、大学校としての地域への食品産業や製菓・動物関連企業等の立地を促進することで地域再生を果たしたい。 (提案理由) 今治市、都市再生機構及び愛媛県は、3者が大学誘致に努めてきたが、大学立地は地の利(都市の利便や若者の入居)にその成否が左右されるといわれる中で不調に終わり、進学等に伴う若者の流出や人口減少により都市の活力の低下が続いている。そうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認めて頂ければ、これまで約40年間断絶されておらず、全国300人の定員内、西日本には公立大学の165人しか定員がなく、西国には1つも獣医学部がない。農林水産省が本年5月に公表した「獣医師の需給に関する検討報告書」でも国は産業界、小動物業者も将来の需要に対する供給が不足するとされている。このため、今治市において、新卒の獣医師の伝達や人獣共通感染症の感染症に対応でき、また魚病学の研究を深めるなど先進的かつ特徴のある人材養成を行いたい。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和でなく特区での限定的な定員増であればあまり影響はないものと考えられる。今治市及び愛媛県は、大学誘致と大学の経済的・社会的貢献を促す。将来の西国地域における獣医師の需給緩和に寄与する特区を提案する。	E	提案内容について、当省が所掌する規制はない。	提案に対し、「所掌する規制はない」という回答をいただいたが、農林水産省から文部科学省等に申し立てし、文部科学省が本提案を認める判断をすることになって、農林水産省としては何ら変更がないものと確認している。このためご回答いただきたい。	E												1 0 3 7 0 1 0	今治市、愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省
100090	農家住宅取得に伴う近接する農地取得について権利移動制限の適用除外	農地法第3条第2項第5項及び農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることと要件となっている。 また、この知事が設定する別段の面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域においては、10aまで引き下げることが可能となっている。	農家住宅と近接する10a以下の農地を農用地外の農地の取得に付して農地取得後の農地下面積の適用を除外して農家住宅に一体化している前庭菜園の取得を可能とする。	【現状】 高齢化、後継者不足、労働性の低さから、農家空き家やそれに付随する耕作放棄地が増加しています。このような状況から、生活基盤、産業基盤が維持できなくなるだけでなく、環境保全や災害対策が出来なくなっています。また、伝統的祭事、神仏信仰等の地域文化はもとより、農村景観も失われつつあり、住民生活の機能は低下し、集落の消滅へ危機感を感じています。一方、都市住民が農山村地域において家庭菜園等を楽しみたい参画者のニーズは高いものの、農地法による農地の取得の制限(50a以上)がネックとなり、農山村地域への移住が進んでいません。 【提案理由】 農家住宅に付随する農地は、自給的農業の性格が強く、一般の農地とは性格が異なりますが、農地法により、小規模農地の移動制限を受けています。このまま中山間集落の高齢化が進み新しい人材が入ってこなければ、農地や環境の維持が出来ないこと、中山間地域の環境破壊は、平野部への環境に悪影響を及ぼすことにはなりません。 提案は、農村への移住者が、農振農用地以外の10a以下の農地を取得できるように提案するもので、農地の質より、安定的な移住が実現できることとなります。 以上のとおり、本提案は、農地法の許可制趣旨に反することはないと考えられます。 【代替措置】 移住後(農地取得後)3年間は、取得農地の利用状況を農業委員会に報告し、農地以外の利用を監視します。	C	農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を規制し、適にかつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。 許可の要件の1つとして、取得後の農地面積を、原則として50a以上とすることが要件(下面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあっては、知事の判断で、強制的に10aまで引き下げることが可能としている。 しかし、農家住宅の取得等に伴って、下面積要件を廃止し、10a未満の農地の取得が可能となるよう措置することは、著明で非効率な農地利用を促すこととなり、認めるところではない。 なお、住宅に付随する小規模な土地が家庭菜園として利用するなど、住宅の敷地上から独立して取引の対象とならない場合は、社会通念上農地法上の農地に該当しないものとして、農地法の権利移動の規制の対象外である。	右提案者意見を踏まえ再度回答された。	C												1 0 4 2 0 1 0	多久市	佐賀県	農林水産省
100100	特定農地貸付に係る貸付けの期間の上限の緩和	特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第3号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第2条	特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に基いて5年と規定されている。	「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」を根拠として設置された市民農園の貸付け期間は「5年を超えない期間」とされている。 市民や農園利用者から関心の高い旧田舎の特産品である柑橘類などの果樹栽培に関しては、収穫に長い収穫期間がかかることから学業上可能な状態となっている。 また、一般市民が自然と触れ合う手段としての家庭菜園や農業体験へのニーズは増えることとされ、減ることはない想定されるが、利用者が安心して土と触れ合う期間として年間を一度切りとしている現状は、やや心許ないといえる。更に、貸し手側についても期間の延長が著しく不利益になるとは考え難い。 そこで、「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第2条の規定を緩和し、貸付け期間を「5年を超える期間」(例えば10年など)が可能となるよう期間の上限を緩和することを提案する。	C	貸付期間の上限については、 (1) 長期間の貸付けが認められる場合、できるだけ多くの人に農地を利用してもらうという趣旨が全うされないことに加え耕作の継続が事実上既得権益化し、他の利用者の支障となるおそれがあることとされている。 (2) 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に基いて特定農地の貸付けが認められることとされていることから、民法上の管理行為、すなわち短期の賃貸借に該当すると認め、その貸付期間は、民法上、5年を超えないこととされていることとされている。 を踏まえ、5年と定めている。 なお、貸付けによらず、利用者が農作業を行う方式(農園利用方式)により継続的な利用が可能である。	本提案については、増加の一途を辿る耕作放棄地や荒廃農地等の再生を図るという意味での市民農園の開設であっても、貸付け期間終了後に貸付農地を現状回復し返還することとされていることとされている。また、耕作の継続が事実上既得権益化し、他の利用者の支障となるおそれはないこととされていることとされている。 また、市民農園を積極的に開設していくことは、「所有から利用へ」の転換による農地の有効利用の促進という農地政策の展開方向とも合致するものと考え、これにより提出したものである。	C												1 0 5 3 0 1 0	小田原市	神奈川県	農林水産省	

